

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 15)

納税地	(正本)	法第 号
法人名		平成 年 月 日
代表者名		
	殿	
	税務署長 財務事務官	④

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた 自平成 年 月 日 (連結)事業年度 に係る
至平成 年 月 日 課税期間

更正の請求については、調査した結果、下記理由により更正をすべき理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長
国税局長
に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所長首席国税審判官)
に対して審査請求をすることができます。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 15)

納税地	(正本)	法第 号
法人名		平成 年 月 日
代表者名		
	殿	
	税務署長 財務事務官	④

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた 自平成 年 月 日 事業年度 に係る更正の請求
至平成 年 月 日 課税期間

については、調査した結果、下記理由により更正をすべき理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長
国税局長
に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所長首席国税審判官)
に対して審査請求をすることができます。

